

更新登録案内

旅行業を継続する場合、旅行業法施行規則第1条の規定により有効期間満了日の2ヶ月前までに下記により更新登録の申請を行う必要があります。

期限を過ぎた場合は、たとえ有効期限内であっても更新申請の受付はできません。

※ この場合、有効期間の満了後、登録抹消されますので十分ご注意ください。

記

1 更新申請

申請受付日時 月・水・金曜日の次の時間帯となっています。

(事前に電話で申請日の予約をしてください。)

① 10時から② 11時から③ 14時から④ 15時から⑤ 16時から

予約受付先 電話 **(03) 5320-4769** (午前9時～12時、午後1時～5時)

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎19階中央

東京都産業労働局観光部振興課旅行業担当

※更新登録申請日には、旅行業務取扱管理者も

「旅行業務取扱管理者証」をご持参の上、ご来庁下さい。

2 基準資産が満たない方へ

必ず早めに直接ご相談ください。

3 更新手数料

17,000円 (現金で釣銭のないようにご持参下さい。)

4 更新必要書類 提出必要書類一覧のとおりです。

5 申請書類の入手方法

●東京都ホームページからダウンロードすることができます。

(<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/application/tourism/ryokotsuyaku/ryokotouroku>)

●下記販売所で購入することもできます。

・一般社団法人 東京都旅行業協会 TEL 03 (5210) 2500

千代田区四番町4-9 東越伯鷹ビル2階

・一般社団法人 日本旅行業協会 TEL 03 (3592) 1271

千代田区霞ヶ関3-3-3 全日通霞ヶ関ビル3階

(JATA 窓口での販売なし。すべての資料・書籍は JATA ホームページから入手可。)

https://www.jata-net.or.jp/membership/member-information/membership01_03/page-2660/

6 ご注意

申請時に、未届けの「登録事項の変更」、未提出の「取引額報告書」、「標準旅行業約款変更届」がある場合は申請を受理いたしません。

7 登録通知書の交付

申請書類受領後、約 1 ヶ月後に登録通知書を、簡易書留にて郵送いたします。